

厚生労働省「働き方改革推進支援センター」の活用

歯科技工士労務対策委員会
委員 濱田英美

令和7年（2025年）2月から、歯科技工士労務対策委員会では歯科技工士が働きやすくなるための各種情報を提供してきました。しかし、働き方改革の重要性を理解しつつも、どこから始めればいいのか迷っている方や、法律に関することが難しいと感じる方も多いかもかもしれません。

そこで、厚生労働省が各都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」をご紹介します。この無料の相談窓口では、企業や事業主が働き方改革を進めるためのサポートを受けることができます。歯科技工士の皆さまも、ぜひこの支援を活用してください。47都道府県にあるこのワンストップ相談窓口が、働き方改革に向けた様々な課題解決の助けとなります。

◎厚生労働省「働き方改革推進支援センター」リーフレット

事業主の皆さまへ

『働き方改革』に取り組む
中小企業・小規模事業者等の皆さまを支援します！！

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、中小企業・小規模事業者等の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

センターでは、**労務管理等の専門家が無料**で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、その他働き方改革を広く支援する取組(※)に関する個別相談やコンサルティング等を実施しています。

働き方改革に取り組みたい中小企業・小規模事業者等の皆さま、是非ご相談ください！

※その他働き方改革を広く支援する取組とは…

- ・男性の育児休業取得促進の取組支援
- ・仕事と育児や介護の両立支援
- ・職場におけるハラスメントの防止措置の取組
- ・良質なテレワークの定着促進
- ・多様な正社員制度の導入支援
- ・兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援

など多様な働き方の実現に向けた取組に対応しています。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

コンサルティング等の支援ををご希望の方は、
「働き方改革特設サイト」を御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001144742.pdf>



◎「働き方改革推進支援センター」でできること

1. 労務管理の相談

- (1) 労働時間（長時間労働）の是正、36協定（時間外労働、残業）の締結
- (2) 有給休暇の取得義務化への対応
- (3) 就業規則の整備
- (4) 人材確保、定着のための環境改善取り組み

2. 生産性向上の支援

- (1) 業務の効率化（CAD/CAMやデジタル化導入時の助言）
- (2) IT導入補助金や助成金情報の紹介

3. 助成金の活用サポート

- (1) 働き方改革推進支援助成金
- (2) キャリアアップ助成金
- (3) 業務改善助成金

4. 個別相談・訪問支援

- (1) 専門家（社会保険労務士等）が歯科技工所を訪問し具体的にアドバイス
- (2) 無料で相談可能

◎歯科技工士・歯科技工所での具体的な活用例

- ・長時間労働対策
 - ▶夜間や休日作業が多い歯科技工所で労働時間管理の仕組みを改善
- ・人材確保
 - ▶就業規則の見直しで働きやすい環境を整備し、若手の採用につなげる
- ・デジタル化支援
 - ▶CAD/CAM導入時の助成金情報等を得る
- ・待遇改善
 - ▶助成金を活用して賃金引き上げや労働環境改善

◎厚生労働省が支援する助成金情報

◆働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業、小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成されるもので、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成金です。

本年度の申請は令和7年（2025年）11月28日（金）までですが、今後も同様の助成金が設けられることも考えられます。

◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（以下、「有期雇用労働者等」という。）の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成するもので、次ページ上段に示す各コースがあります

正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を正社員化。
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換。
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し3%以上増額。
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用。
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与または退職金制度を導入し、支給または積立てを実施。
	社会保険適用時処遇改善コース (令和8年(2026年)3月31日まで)	有期雇用労働者等を新たに社会保険に適用させるとともに、収入を増加させる(手当支給・賃上げ、労働時間延長)。または、週所定労働時間を延長し、社会保険に適用させる。
	短時間労働者労働時間延長支援コース	有期雇用労働者等が新たに社会保険の適用となる際に、労働時間の延長等により労働者の収入を増加させる。

◆業務改善助成金

生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額(各コースに定める金額)以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成するものです。

働き方改革は令和元年(2019年)から本格的に施行されています。その背景として、内閣府の報告では、現在の人口増加・減少率が続くと2048年には総人口が1億人を下回ると予測されています。このままでは将来的に国全体の生産力が低下し、国力の低下が危惧されます。私たち歯科技工業界も、長時間労働、低賃金、人材不足といった大きな課題に直面しています。

この状況を改善するために、「働き方改革推進支援センター」をぜひご利用ください。センターを活用することで、法令遵守のための労務管理、デジタル化や効率化の促進、助成金の活用による経営改善が可能となります。

◎関連ホームページのご紹介

①働き方改革推進支援センターのご案内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



①

②各都道府県働き方改革推進支援センター連絡先一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001102783.pdf>



②

③働き方改革推進支援センター(支援事例2023)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001238287.pdf>



③

④働き方改革推進支援センター働き方改革特設サイト

<https://hatarakikatakai.mhlw.go.jp/>



④

⑤労働時間等の設定の改善

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html



⑤

⑥キャリアアップ助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



⑥

⑦業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html



⑦